

# 認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申請書

年 月 日

池田町長様

申告者（納税義務者） 住所  
ふりがな  
氏名 印  
住所  
ふりがな  
氏名 印

連絡先（電話番号） — —

地方税法附則第15条の7第1項又は同条第2項の規定に基づく固定資産税の減額を受けるため、池田町税条例附則第10条の2第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

申告事項	
家屋の所在地	岐阜県揖斐郡池田町
家屋番号	
種類（用途）	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅
構造	造 葺 階建
床面積	m <sup>2</sup> (内居住部分面積 m <sup>2</sup> )
建築年月日	年 月 日
登記年月日	年 月 日
居住の用に供した年月日	年 月 日
減額期間	年度 ～ 年度
備考	※申告書の提出が新築した年の翌年の1月31日以降になる場合は、申告書を提出できなかった理由を記載してください。

## ※添付書類

認定長期優良住宅の認定通知書・変更認定通知書・承継承認通知書のいずれかの写し

チェック項目  他の減免と併用していない  
 記入内容に漏れがない

## 提出先/問い合わせ先

池田町役場税務課資産税係 TEL 0585-45-3111（代表） 内線141・142  
認定長期優良住宅に対する固定資産税減額申告書説明事項

## 1. 減額の対象となる住宅の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件を満たさなければなりません。

(1)長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日(平成21年6月4日)から平成32年3月31日までの間に新築された、同法に規定する認定長期優良住宅であること。

(2)併用住宅の場合、居住部分が家屋の床面積の2分の1以上であること。

(3)住宅の床面積が50㎡以上(アパートなどの貸家住宅は一区画につき40㎡以上)280㎡以下であること

(4)認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類を添付して翌年の1月31日までに申告すること。

※マンション等の区分所有家屋の床面積は、「専有部分+持分で按分した共有部分(廊下など)の床面積」で判定します。賃貸マンション等についても独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

## 2. 減額内容

### (1)減額される範囲

1戸当たり120㎡分までを限度とする固定資産税額の2分の1に相当する額が減額されます。

(併用住宅の場合は、住宅部分のみ減額の対象となる。)

### (2)減額される期間

①一般の住宅 新築から5年度分

②3階以上の耐火住宅等 新築から7年度分

※現行の新築住宅の減額と同時に受けることはできません。

## 3. 申告の手続き

新築した年の翌年の1月31日までに必要書類を添えて申告してください。

○提出していただく書類

①申告書(認定長期優良住宅に対する固定資産税額申告書)

②長期認定住宅の認定通知書等の写し

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則に規定する認定通知書・変更通知書・地位の承継承認通知書のいずれかの通知書の写し)